

多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導に関するワーキンググループ
 における審議結果の報告内容（案）

第Ⅱ部 第10章「多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導」の原案策定に関する検討案

多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導に関するワーキンググループ

野田 正人

【示し方】

- ・この章は、従来の提要にない現代的課題も記述する可能性がある。
 - ・対応まで触れることが肝要であり、現場の教職員に、①必要なものとして、知識、現状への認識の向上、②目の前の児童生徒の課題の分析（アセスメント）、③校内対応、④外部連携という枠はどうか。
 - ・対応については、個々人への個別支援に加え、集団活動時における個々人への支援と支援者のその集団への関わりという視点を必ず入れていくことが必要。
 - ・あまり二次予防や三次予防のトピックにシフト（過度に医療的な方向）せず、一次予防に主眼を置いたトピック、いわゆる普通の学校で対応が求められるトピックが複数あることが望ましい。
 - ・背景を踏まえることが大切であるが、そこまで目配りして扱うことへの抵抗（背景には抱え込めるかの不安）があるだろう。
- ★この章は、他の章と章立ての階層が異ならことにはなるが、他の章と同様の4層（※）を意識した形を基本とする。
- （※） 1）関連法規・基本方針等
 - 2）学校の組織体制と計画
 - 3）未然防止・早期発見・対応（具体の取組・対応）
 - 4）関係機関等との連携体制

【第10章の内容】

第1節 発達に関する課題と対応

第1項（項の名称）

第2項

第3項

第4項

- ・発達障害とその周辺域の障害について、
- ・学習障害を含む、特別支援にかかる対応、→合理的配慮などの記述。
- ・検査機関へのつなぎ方。
- ・校内連携体制の作り方。
- ・文科省において令和3年6月に作成した「障害のある子供の教育支援の手引」についてはリンク等で対応。

第2節 健康問題・精神疾患等

第1項

第2項

第3項

第4項

- ・二次障害の慎重なあつかい
- ・「医療」は精神疾患が中心
- ・リストカット、摂食障害、希死念慮、性の問題、ゲーム依存、飲酒、薬物などへの対応
- ・医療機関につなぐ際の留意事項
- ・服薬管理と受診、投薬情報などの確認
- ★精神疾患以外の健康問題のあつかい
- ★小児うつ、起立性調節障害、など長期欠席の診断にあがる事例への対応
- ★必要な医療や検査を受けない場合の対応

第3節 家庭的背景

第1項

第2項

第3項

第4項

- ・虐待や非行の課題は前で扱われるので、機能不全、貧困も含めた保護者、家庭支援など。
- ・要保護児童、要支援児童、特定妊婦 は。
- ・貧困、ひとり親支援 就学援助制度 無保険
- ・内科や歯科系の疾患と、受診・治療しない場合
- ・ヤングケアラー
- ・保護者の精神的課題（疾患を含む）
- ・日本語指導が必要な児童生徒 「外国につながるの児童生徒」（指導要領）と保護者
- ・社会的養護下で育つ子。（施設名や施設設置目的、支援内容などの理解。子どもたちの抱える問題、過去の被虐待体験、トラウマ、個人情報を保護するなどの配慮や留意）。
- ・多様な背景、養育環境の子どもたちを知り理解する。
- ・同性カップル、ひとり親（離別・死別）、身体、精神、知的障害などがある親、祖父母や親戚の過干渉、DV、虐待、働かない親、貧困（生活困窮）、生活保護家庭、家族の自死・事故死、ネグレクト、ゴミ屋敷、アルコール、薬物、性依存の親、ステップファミリー。

2. その他

※「第○部 生徒指導の基本的な進め方」や「第○部 個別の課題を抱える児童生徒への対応」の各章に関連しうる特記事項

- ・ひきこもり
- ・不登校以外の長期欠席
- ・被害者への対応、(性、犯罪、経済搾取)
- ・デートDV

【置き方。場所はともかく記載する方向で】

- ・子どもの理解とアセスメントについて
- ・LGBTQについては、性についてのところで扱う。
- ・安否確認できない場合 ⇒ 不登校 長期欠席。
- ・子供への理解・配慮、生育歴などの個人情報の扱い。
- ・18才超生徒の対応 ⇒ 親権者が不在、児童福祉法・虐待暴走法適用外 特定少年の非行。
- ・重層的支援体制 子ども若者育成支援など、新たな仕組みとの関係。
- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点。